学第284 号

令和４年７月５日

　各私立専修学校設置者

　（専門課程を置く専修学校に限る）

様

　各私立専修学校長

　（専門課程を置く専修学校に限る）

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

「高等教育の修学支援新制度　授業料等減免事務処理要領（第３版）」（一部改正版）

について（通知）

　このことについて、文部科学省高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室から下記のとおり一部改正を行った旨連絡がありましたので、お知らせします。

記

１　一部改正の内容

　　令和４年７月１日（金）より、家計急変による随時採用の申請対象として、父母等による暴力等から避難するため別居している事例が追加されたことから、事務処理要領内の家計急変に関する箇所に当該ケースの取扱いが追記されたもの。

　（事務処理要領ｐ66～67、参考資料４）

【参考】

本事務処理要領は、文部科学省ホームページに掲載されています。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410_00005.htm>

【担当】

学事企画担当　高橋

TEL：019-629-5045

FAX：019-629-5049